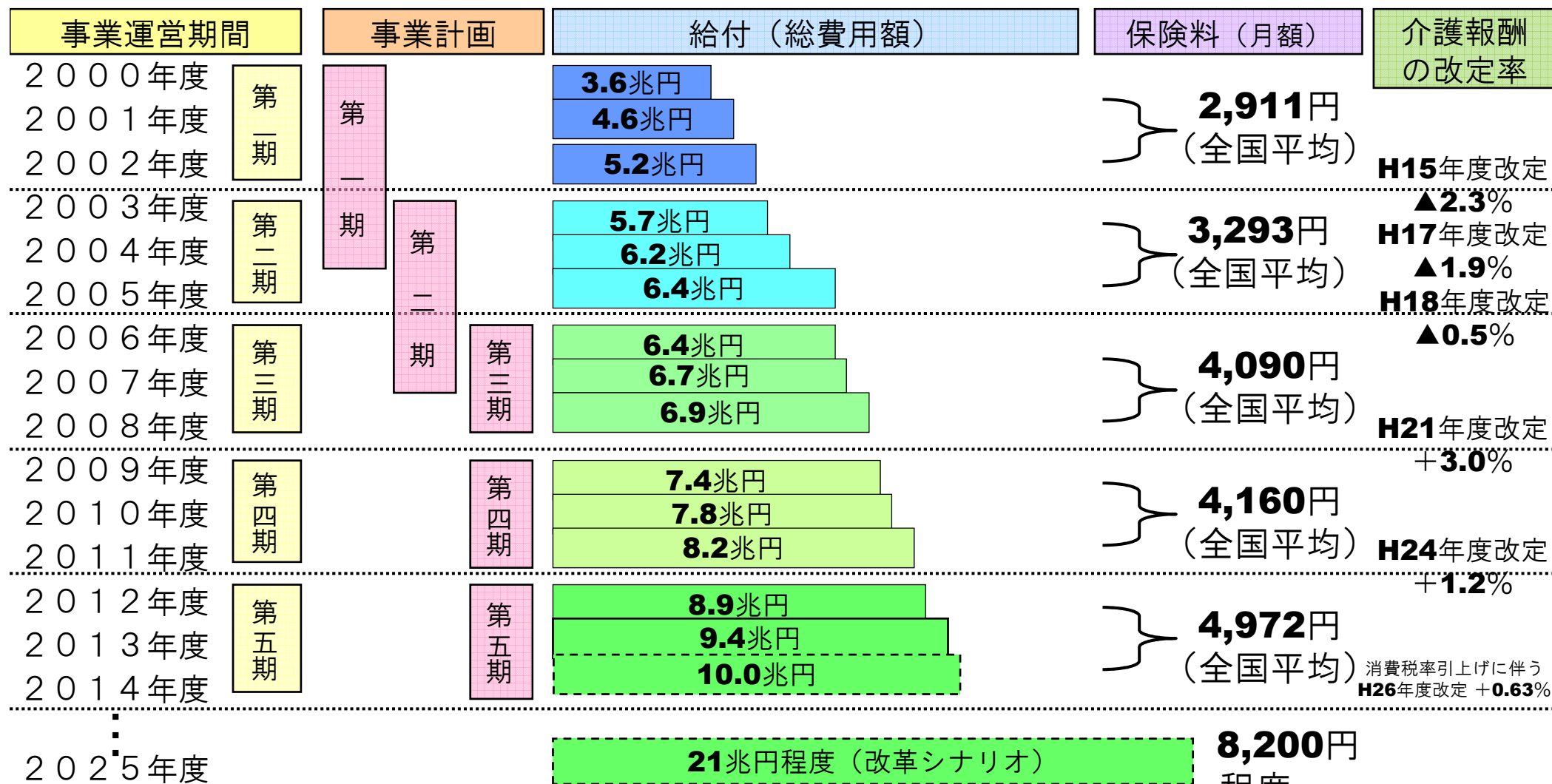


第6期における介護保険料の設定の考え方

平成26年12月18日

1.全国の介護給付と保険料の推移

- 全国の給付費は、平成26年度は10兆円と平成12年度の約2.8倍
- 全国平均保険料は、第5期(H24~H26)は4,972円と第1期(H12~H14)の約1.7倍
- 平成37年度の給付費は21兆円、保険料は8,200円程度と見込まれている。

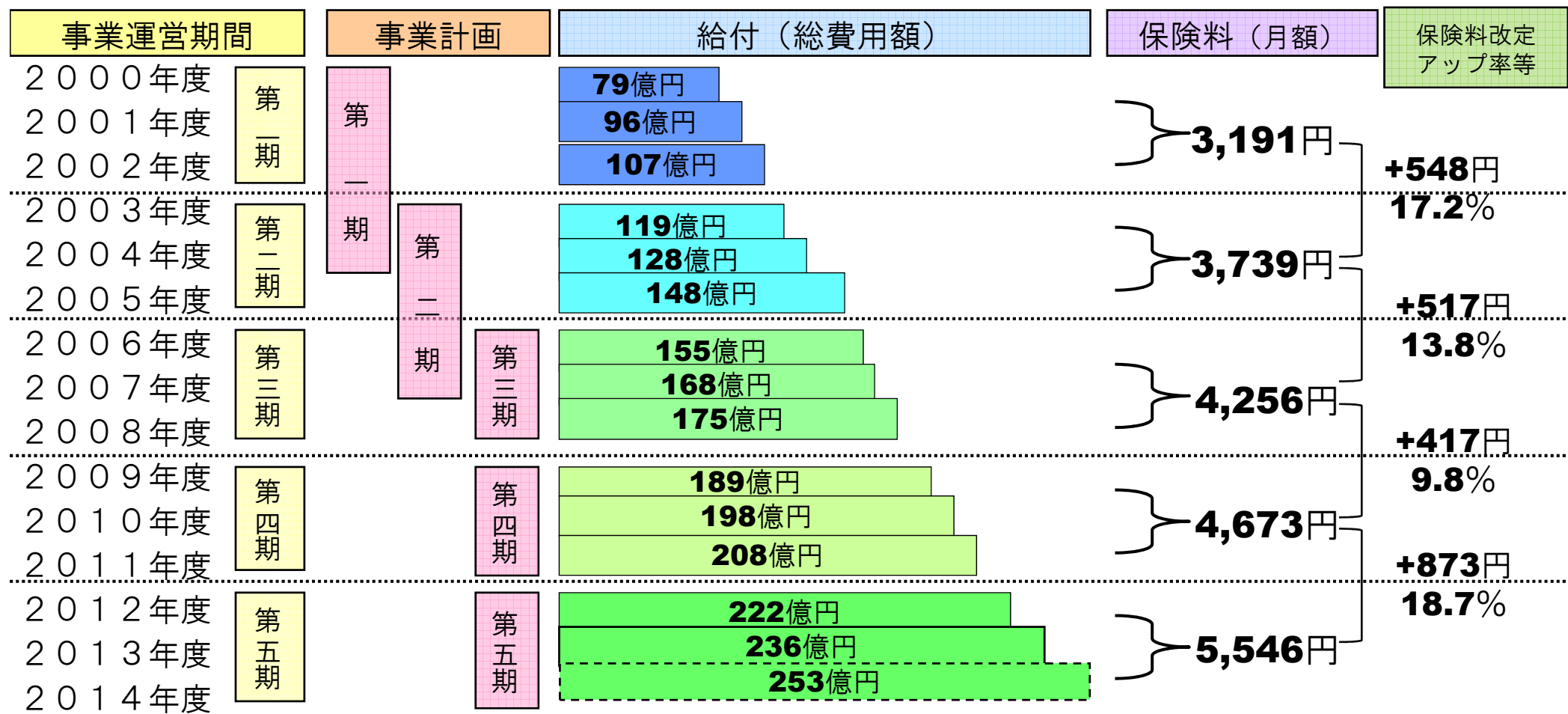


※2011年度までは実績であり、2012~2013年は当初予算、2014年度は当初予算(案)である。
 ※2025年度は社会保障に係る費用の将来推計について(平成24年3月)

※2012年度の賃金水準に換算した値

2.青森市の介護給付と保険料の推移 (合併前の浪岡町実績等除く)

- 青森市の給付費は、平成26年度は253億円と平成12年度の約3.2倍
- 青森市の保険料は、第5期(H24~H26)は5,546円と第1期(H12~H14)の約1.7倍
- 全国に比較すると青森市は、給付費の伸び(全国:約2.8倍、市:約3.2倍)が高く、保険料が500円程度高い。



※2014年度はH26年度9月補正後予算額

3.青森市の介護保険料額の推移(年額)

- 平成12年度の制度開始以来、高齢者人口は約1.8倍、要介護認定者数は約2.2倍、給付費は約3.2倍に増加
- 高齢者の増に伴い、第1号被保険者の負担割合は、第1期の17%から第5期は21%に拡大(第6期22%)
- これらの状況から、介護保険料は第1期から第5期にかけて約1.7倍となっている。

○青森市の介護保険料の推移(年額)

(単位:円)

区分			第1期 (17%)			第2期 (18%)	第3期 (19%)	第4期 (20%)			第5期 (21%)
段階	保険料率	対象者	H12	H13	H14	H15~H17	H18~H20	H21	H22	H23	H24~H26
第1段階	0.5	市民税非課税世帯 (生活保護等受給者等)	4,700	14,300	19,100	22,400	25,500	27,200	27,600	28,000	33,200
第2段階	0.5	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額 が80万円以下)					25,500	27,200	27,600	28,000	33,200
第3段階	0.65	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額 が80万円超120万円以下)	7,100	21,500	28,700	33,600					43,200
第4段階	0.75	市民税非課税世帯 (合計所得金額+課税年金収入金額 が120万円超)					38,300	40,800	41,400	42,000	49,900
第5段階	0.9	本人市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入金額 が80万円以下)	9,500	28,700	38,200	44,800	51,000	49,000	49,700	50,400	59,800
第6段階	1.0	本人市民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入金額 が80万円超)						54,500	55,200	56,000	66,500
第7段階	1.15	本人市民税課税 (合計所得金額が125万円未満)						62,600	63,500	64,400	76,500
第8段階	1.3	本人市民税課税 (合計所得金額が125万円以上200万 円未満)	11,900	35,800	47,800	56,000	63,800	70,800	71,800	72,800	86,500
第9段階	1.45	本人市民税課税 (合計所得金額が200万円以上350万 円未満)						79,000	80,100	81,300	96,500
第10段階	1.6	本人市民税課税 (合計所得金額が350万円以上500万 円未満)	14,300	43,000	57,400	67,300	76,600	87,200	88,400	89,700	106,400
第11段階	1.75	本人市民税課税 (合計所得金額が500万円以上)					89,300	95,300	96,700	98,100	116,400

※第3期の平成17年度税制改正による平成20年度の経過措置分を除く。

※段階・保険料率・対象者は第5期のものとした。

※期別(第1期など)の下のカッコ書きは、第1号被保険者の負担率を記載した。

4.他都市の第5期介護保険料(月額)の状況

- 県内10市の比較では、青森市は基準額順位7位と中位より低く、保険料額は平均5,593円より若干低い。
- 北海道・東北の中核市等の9市の比較では、青森市は順位2位と高く、保険料額は平均より500円程度高い。
- 県内では、平均程度の保険料額だが、北海道・東北では、高めの保険料額となっている。
- 所得段階設定は、青森市が11段階と一番多段階化している状況にある。

●青森県内10市の第5期介護保険料基準額(月額)

No.	市名	基準額 (月額)	所得段階	高齢化率	認定率	基準額 順位
1	青森市	5,546 円	11	25.8%	20.0%	7
2	弘前市	6,170 円	10	27.6%	22.1%	1
3	八戸市	4,800 円	7	25.3%	17.3%	10
4	黒石市	4,979 円	8	26.9%	20.2%	9
5	五所川原市	5,450 円	6	28.7%	18.9%	8
6	十和田市	5,770 円	10	27.2%	17.9%	5
7	三沢市	5,598 円	6	21.5%	18.9%	6
8	むつ市	5,800 円	6	26.7%	20.4%	4
9	つがる市	5,900 円	7	31.9%	18.9%	3
10	平川市	5,920 円	7	28.9%	21.5%	2
	10市平均	5,593 円	8	27.1%	19.6%	

●北海道・東北の県庁所在地・中核市の第5期介護保険料基準額(月額)

No.	市名	基準額 (月額)	所得段階	基準額 順位
1	函館市	5,020 円	6	6
2	旭川市	5,679 円	10	1
3	青森市	5,546 円	11	2
4	盛岡市	5,245 円	10	4
5	秋田市	5,314 円	9	3
6	山形市	4,575 円	7	9
7	福島市	5,100 円	9	5
8	郡山市	4,664 円	6	8
9	いわき市	4,672 円	9	7
	9市平均	5,091 円	9	

※政令市除く

※高齢化率及び認定率はH26年3月末実績
 ※認定率の算定に係る認定者数には、第2号被保険者(40～64歳)含む

5.全国の介護保険料の段階設定の状況(第5期)

- 第5期の国の標準段階は、6段階で、上位段階の多段階設定が可能とした。
- 青森市と同じ11段階は9.5%、6～10段階が76.8%と大半で12段階以上の13.8%で実施
- 青森市は、構成割合として非課税層が約68%と多く、特に第2段階が約20.13%と高い状況にある。

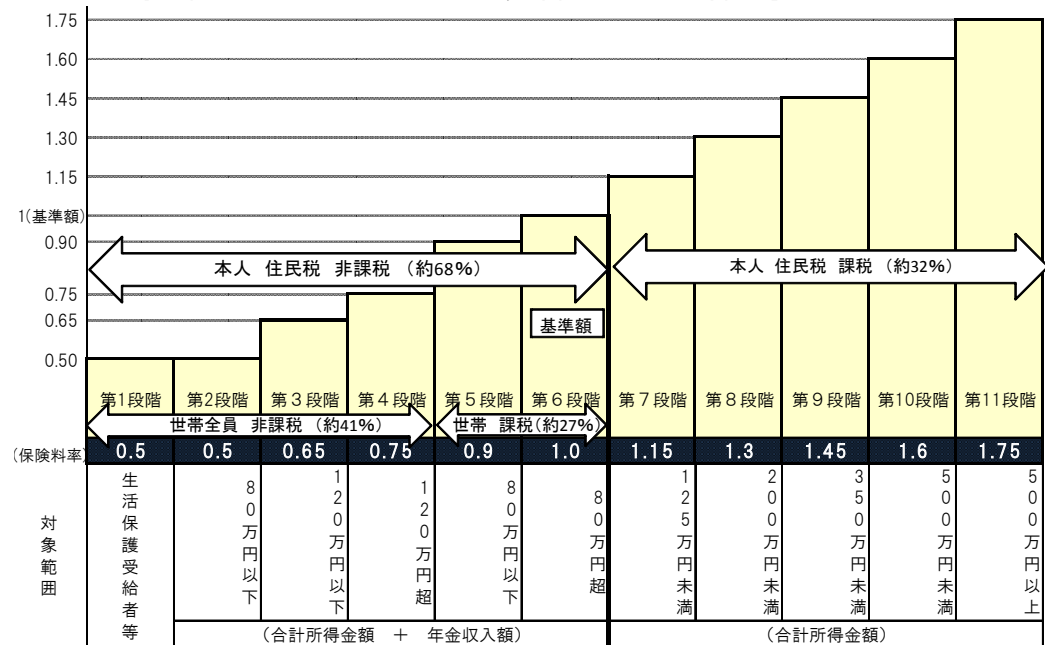
○全国の保険料段階数別の保険者数

段階数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
保険者数	275	250	237	220	230	150	115	44	30	17	5	5	2	1,580
割合	17.4%	15.8%	15.0%	13.9%	14.6%	9.5%	7.3%	2.8%	1.9%	1.1%	0.3%	0.3%	0.1%	100.0%

└──────────────────┘ 76.7%
 └──────────────────┘ 13.8%

※平成24年4月1日現在の1580保険者を対象。

○青森市の第5期の介護保険料段階等



○H26.4.1現在の所得段階別被保険者数(合計:77,316人)

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
人数	4,106	15,562	6,177	5,821	12,593	8,305	8,772	9,181	4,624	978	1,197
割合	5.31%	20.13%	7.99%	7.53%	16.29%	10.74%	11.35%	11.87%	5.98%	1.26%	1.55%

6.国の示す第6期保険料設定

(1)国の示す第6期保険料設定の基本的考え方

①標準段階の見直し(6段階⇒9段階)

- 所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階を6段階から9段階へ見直す
- 引き続き、保険者判断による基準額に対する割合変更、多段階化などを可能とする弾力化が可能

②低所得者対策の強化

○世帯非課税(新第1~3段階)については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる軽減を図る。

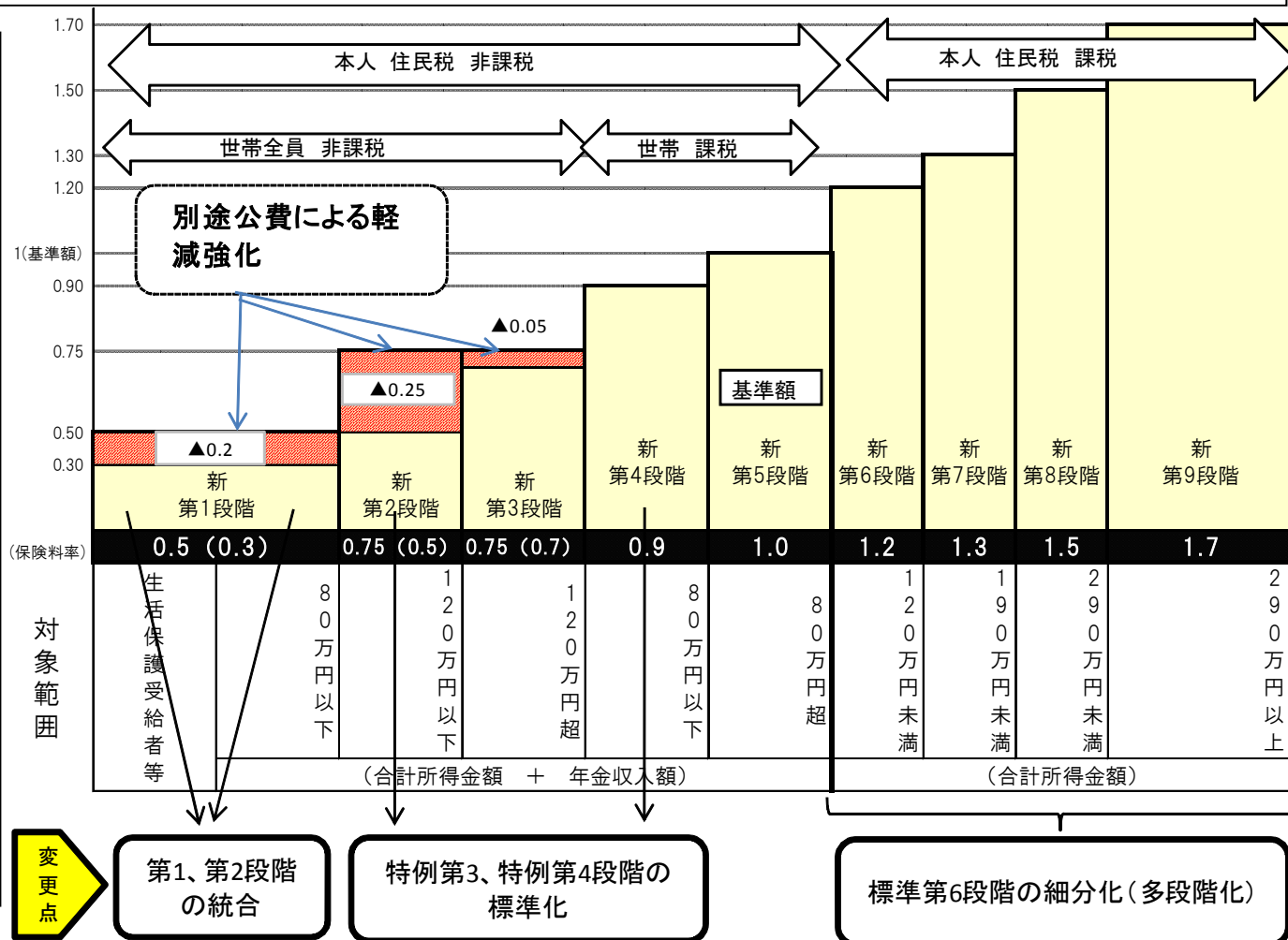
○現行の第1・第2段階の料率を0.3に、第3段階の料率を0.5に、第4段階の料率を0.7に軽減

【軽減案】

- ・新第1段階: ▲0.2 (0.5⇒0.3)
- ・新第2段階: ▲0.25 (0.75⇒0.5)
- ・新第3段階: ▲0.05 (0.75⇒0.7)

○費用は国が1/2、県が1/4、市が1/4を負担

○ただし、消費税増税分を原資としていた上、国の予算編成で軽減幅が決定するため、現状では内容は不透明な状況



6. 第5期保険料段階等による低所得者対策の強化の試算1

【試算条件】

- 低所得者対策の強化が、具体的に分かりやすいように、国の軽減案に基づき、第6期での介護保険料月額の上昇分が①500円、②1,000円、③1,500円と仮定して試算した。
- 所得段階等の設定は、第5期の11段階とした。

①介護保険料軽減に係る試算(第5期から月額500円増の場合)

◆第5期基準額(月額)

◆アップ額

◆第6期基準額(月額)

◆アップ率

第5期 (H24～H26)の介護保険料		
段階	保険料率	①保険料額
第1段階	0.5	33,200円
第2段階	0.5	33,200円
第3段階	0.65	43,200円
第4段階	0.75	49,900円
第5段階	0.9	59,800円
第6段階	1.0	66,500円 (月額)5,546円
第7段階	1.15	76,500円
第8段階	1.3	86,500円
第9段階	1.45	96,500円
第10段階	1.6	106,400円
第11段階	1.75	116,400円

第6期 (H27～29)の介護保険料 (軽減前)		
保険料率 (軽減前)	②保険料額	差額 (②-①)
0.5	36,200円	3,000円
0.5	36,200円	3,000円
0.65	47,100円	3,900円
0.75	54,400円	4,500円
0.9	65,200円	5,400円
1.0	72,500円 (月額)6,046円	6,000円
1.15	83,400円	6,900円
1.3	94,300円	7,800円
1.45	105,200円	8,700円
1.6	116,000円	9,600円
1.75	126,900円	10,500円

第6期 (H27～29)の介護保険料 (軽減後)					
保険料率 (軽減後)	③保険料額	差額 (③-①)	増加率	軽減額 (③-②)	
0.3	21,700円	-11,500円	-34.64%	-14,500円	
0.3	21,700円	-11,500円	-34.64%	-14,500円	
0.50	36,200円	-7,000円	-16.20%	-10,900円	
0.70	50,700円	800円	1.60%	-3,700円	
0.9	65,200円	5,400円	9.03%		
1.0	72,500円 (月額)6,046円	6,000円	9.02%		
1.15	83,400円	6,900円	9.02%		
1.3	94,300円	7,800円	9.02%		
1.45	105,200円	8,700円	9.02%		
1.6	116,000円	9,600円	9.02%		
1.75	126,900円	10,500円	9.02%		

【試算結果①(500円増)】

○低所得者層の第1～第3段階までは、第5期よりも介護保険料が安くなる。(△7,000円～△11,500円)

○軽減の強化がなされる第4段階は、50,700円(+800円)だが、第5段階は65,200円(+5,400円)と比較し、上昇額が4,600円多い。

○同様に、第6段階は72,500円(+6,000円)、第7段階は83,400円(+6,900円)と第4段階の上昇額(+800円)と比較し、5,200円、6,100円多い。

※第5期から介護保険料月額が500円上がるとして、軽減の強化を試算したもの

6. 第5期保険料段階等による低所得者対策の強化の試算2

②介護保険料軽減に係る試算(第5期から月額1,000円増の場合)

◆第5期基準額(月額)

◆アップ額

◆第6期基準額(月額)

◆アップ率

第5期 (H24~H26)の介護保険料			第6期 (H27~29)の介護保険料 (軽減前)			第6期 (H27~29)の介護保険料 (軽減後)				
段階	保険料率	①保険料額	保険料率 (軽減前)	②保険料額	差額 (②-①)	保険料率 (軽減後)	③保険料額	差額 (③-①)	増加率	軽減額 (③-②)
第1段階	0.5	33,200円	0.5	39,200円	6,000円	0.3	23,500円	-9,700円	-29.22%	-15,700円
第2段階	0.5	33,200円	0.5	39,200円	6,000円	0.3	23,500円	-9,700円	-29.22%	-15,700円
第3段階	0.65	43,200円	0.65	51,000円	7,800円	0.50	39,200円	-4,000円	-9.26%	-11,800円
第4段階	0.75	49,900円	0.75	58,900円	9,000円	0.70	54,900円	5,000円	10.02%	-4,000円
第5段階	0.9	59,800円	0.9	70,600円	10,800円	0.9	70,600円	10,800円	18.06%	
第6段階	1.0	66,500円 (月額)5,546円	1.0	78,500円 (月額)6,546円	12,000円	1.0	78,500円 (月額)6,546円	12,000円	18.05%	
第7段階	1.15	76,500円	1.15	90,300円	13,800円	1.15	90,300円	13,800円	18.04%	
第8段階	1.3	86,500円	1.3	102,100円	15,600円	1.3	102,100円	15,600円	18.03%	
第9段階	1.45	96,500円	1.45	113,900円	17,400円	1.45	113,900円	17,400円	18.03%	
第10段階	1.6	106,400円	1.6	125,600円	19,200円	1.6	125,600円	19,200円	18.05%	
第11段階	1.75	116,400円	1.75	137,400円	21,000円	1.75	137,400円	21,000円	18.04%	

【試算結果②(1,000円増)】

○低所得者層の第1~第3段階までは、第5期よりも介護保険料が安くなる。(△4,000円~△9,700円)

○軽減の強化がなされる第4段階は、54,900円(+5,000円)だが、第5段階は70,600円(+10,800円)と上昇額が5,800円多い。

○同様に、第6段階は78,500円(+12,000円)、第7段階は90,300円(+13,800円)と第4段階の上昇額(+5,000円)と比較し、7,000円、8,800円多い。

※第5期から介護保険料月額が1,000円上がるとして、軽減の強化を試算したもの

6. 第5期保険料段階等による低所得者対策の強化の試算3

③介護保険料軽減に係る試算(第5期から月額1,500円増の場合)

◆第5期基準額(月額)

◆アップ額

◆第6期基準額(月額)

◆アップ率

第5期 (H24～H26)の介護保険料		
段階	保険料率	①保険料額
第1段階	0.5	33,200円
第2段階	0.5	33,200円
第3段階	0.65	43,200円
第4段階	0.75	49,900円
第5段階	0.9	59,800円
第6段階	1.0	66,500円 (月額)5,546円
第7段階	1.15	76,500円
第8段階	1.3	86,500円
第9段階	1.45	96,500円
第10段階	1.6	106,400円
第11段階	1.75	116,400円

第6期 (H27～29)の介護保険料 (軽減前)		
保険料率 (軽減前)	②保険料額	差額 (②-①)
0.5	42,200円	9,000円
0.5	42,200円	9,000円
0.65	54,900円	11,700円
0.75	63,400円	13,500円
0.9	76,000円	16,200円
1.0	84,500円 (月額)7,046円	18,000円
1.15	97,200円	20,700円
1.3	109,900円	23,400円
1.45	122,600円	26,100円
1.6	135,200円	28,800円
1.75	147,900円	31,500円

第6期 (H27～29)の介護保険料 (軽減後)					
保険料率 (軽減後)	③保険料額	差額 (③-①)	増加率	軽減額 (③-②)	
0.3	25,300円	-7,900円	-23.80%	-16,900円	
0.3	25,300円	-7,900円	-23.80%	-16,900円	
0.50	42,200円	-1,000円	-2.31%	-12,700円	
0.70	59,100円	9,200円	18.44%	-4,300円	
0.9	76,000円	16,200円	27.09%		
1.0	84,500円 (月額)7,046円	18,000円	27.07%		
1.15	97,200円	20,700円	27.06%		
1.3	109,900円	23,400円	27.05%		
1.45	122,600円	26,100円	27.05%		
1.6	135,200円	28,800円	27.07%		
1.75	147,900円	31,500円	27.06%		

【試算結果③(1,500円増)】

○低所得者層の第1～第3段階までは、第5期よりも介護保険料が安くなる。
(△1,000円～△7,900円)

○軽減の強化がなされる第4段階は、59,100円(+9,200円)だが、第5段階は76,000円(+16,200円)と上昇額が7,000円多い。

○同様に、第6段階は84,500円(+18,000円)、第7段階は97,200円(+20,700円)と第4段階の上昇額(+9,200円)と比較し、8,800円、11,500円多い。

※第5期から介護保険料月額が1,500円上がるとして、軽減の強化を試算したもの

【試算結果まとめ】

○国の軽減案では、1,500円までの上昇の場合の第1～3段階は、第5期より保険料が安くなる。

○国の低所得者対策の強化に該当しない、中間層(第5段階・第7段階)の保険料率は、軽減がないため、上昇額が大きくなっているため、保険料率を下げるなどの配慮が必要ではないか。

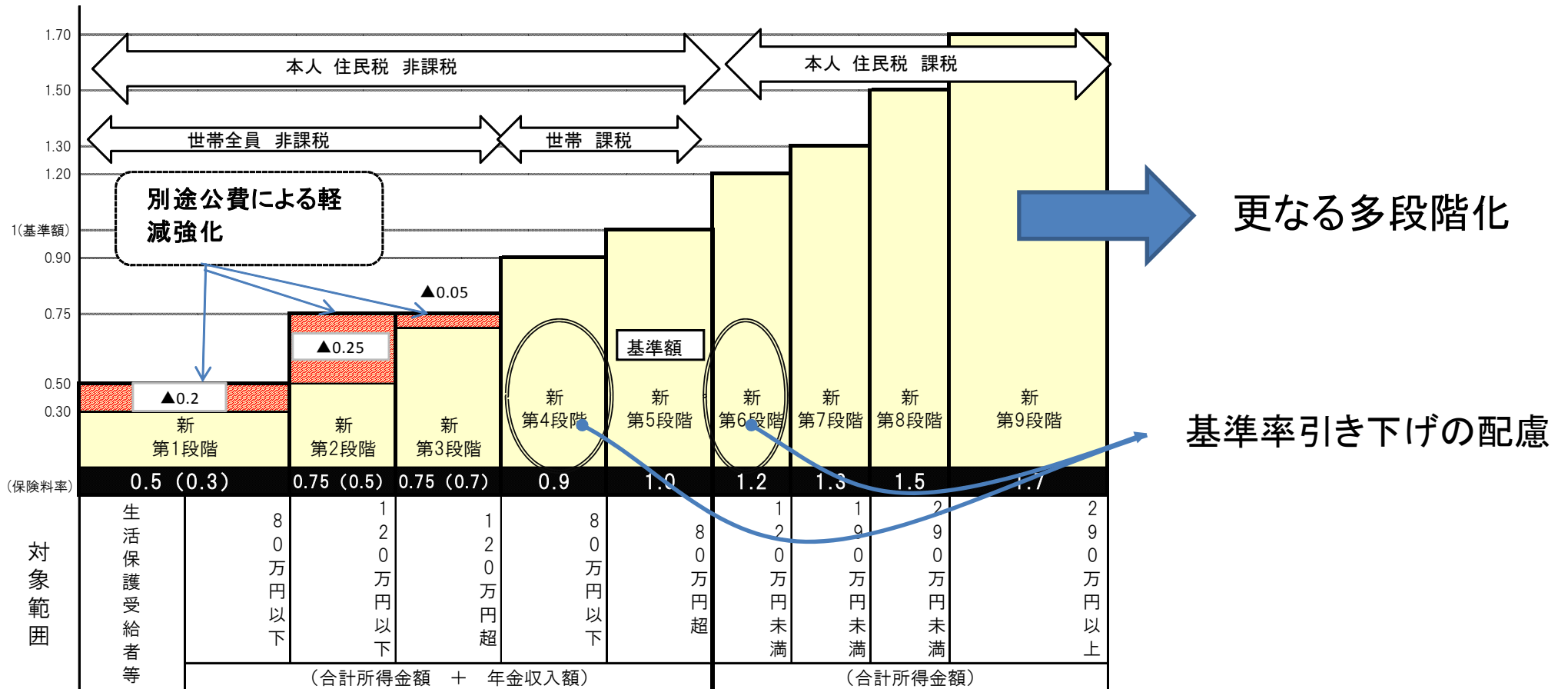
(第6段階は基準段階のため基準率を変更せずに、周辺の第5段階・第7段階への配慮)

7. 第6期の保険料設定における論点1

【第6期の保険料設定における論点】

- ①国の示す第1～8段階までは、標準段階に合わせ、国基準の第9段階（合計所得290万円以上）について、更なる多段階化を行うか。
- ②軽減強化対象者外となる中間層（青森市の現行第5・7段階、国の新第4・6段階）の基準率引き下げの配慮が必要ではないか。

●国の示す第6期保険料設定

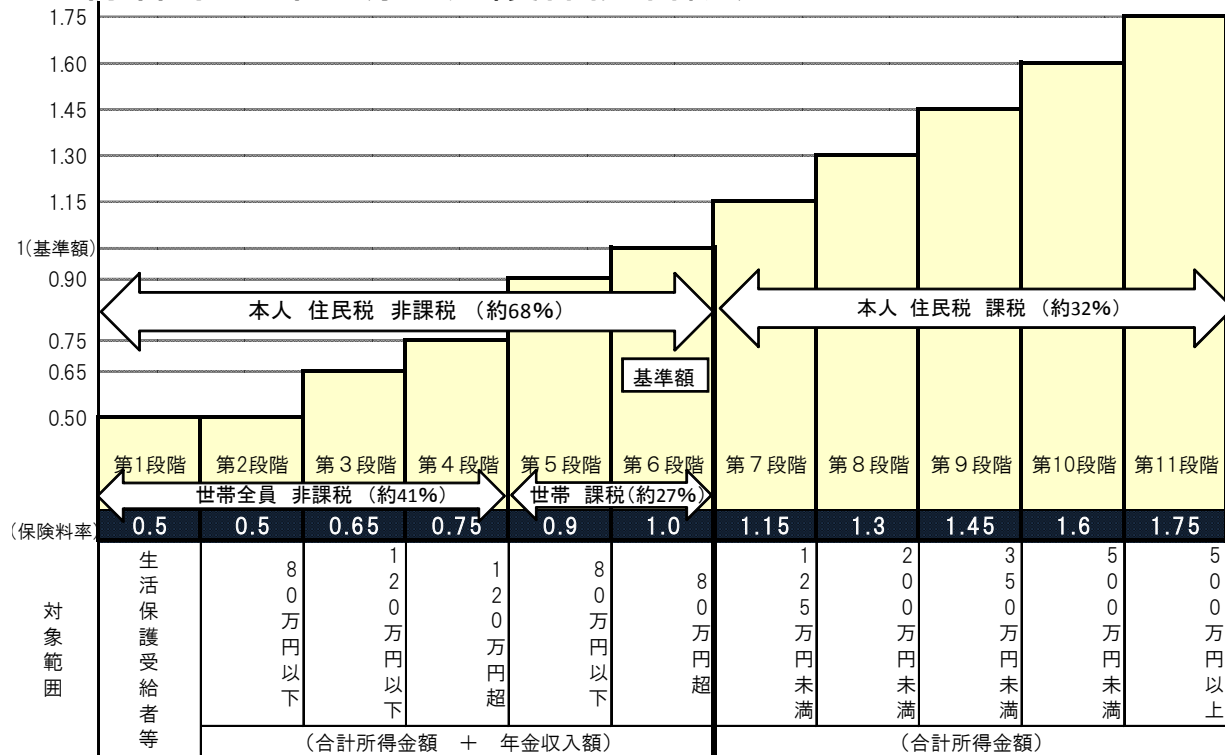


7. 第6期の保険料設定における論点2

【第6期の保険料設定における論点】

③所得が低いほど、所得に占める保険料負担割合が高くなることを踏まえ、基準月額の上昇を抑制し、基準額(青森市の現行第6段階、国の新第5段階)等の低減を行うため、所得の高い方の料率を引き上げるのはどうか。

●青森市の第5期の介護保険料設定



OH26.4.1現在の所得段階別被保険者数(合計:77,316人)

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
人数	4,106	15,562	6,177	5,821	12,593	8,305	8,772	9,181	4,624	978	1,197
割合	5.31%	20.13%	7.99%	7.53%	16.29%	10.74%	11.35%	11.87%	5.98%	1.26%	1.55%

○課税層を合計所得金額100万円ごとに区分したもの

合計所得金額	~100万円	100~200万円	200~300万円	300~400万円	400~500万円	500~600万円	600~700万円	700~800万円	800~900万円	900~1000万円	1000万円~
人数	5,960	11,993	3,983	1,081	538	290	176	137	96	76	422
割合	7.71%	15.51%	5.15%	1.40%	0.70%	0.38%	0.23%	0.18%	0.12%	0.10%	0.55%

※割合は非課税層も含む77,316人から算出

※合計所得金額は収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額